Impatiens New Guinea Group	DHAR319	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 50297, ISRAEL	第27486号 平成28年１月13日
Solanum tuberosum L.	オシラ	EUROPLANT Pflanzenzucht GmbH Wulf-Werum-Strasse 1, D-21337 Luneburg, GERMANY	第28854号 平成28年１月29日
〃	INFINITY	IPM Potato Group Limited Unit 412, Q House, 76 Furze Road, Sandyford Industrial Estate, Dublin 18, Ireland	第29868号 平成28年１月29日
〃	ドリー	GERMICOPA S. A. S. 1, Allee Loeiz Herrieu-29334 QUIMPER CEDEX, FRANCE	第29890号 平成28年１月29日

○国土交通省告示第五百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道９号改築工事（静間・仁摩道路）（島根県大田市静間町字後田地内から同市仁摩町大国字五丁地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　島根県大田市静間町字後田、字後田ノ奥、字野伏、字走下リ、字角山、字大谷、字金山谷、字笹山、字蓮学谷、字斧谷、字三ノ谷奥、字藤井及び字小鯛ケ原、五十猛町字藤東平、字藤、字有田ケ迫、字野梅山、字南ケ谷、字西屋敷、字新田屋、字小原美、字杉ケ原、字嘉庭、字牛ケ谷、字西山、字下嘉庭、字廻田山、字原山、字新隠、字戸番田、字吉見崎及び字丹波、大屋町大屋字田代、字戸番田、字喜三右衛門山、字正ノ田、字平山、字菰口曽根、字七百、字荒田、字ニタ廻、字貳百前、字ニタ迫、字ナメラ、字滑道ノ下、字半ノ田、字三角田、字助右衛門作、字田平、字源兵衛屋敷、字庄三ケ迫、字正三ケ迫及び字野山、仁摩町宅野字槙ケ峠、字平ノ奥、字城之内及び字坪ノ内並びに仁摩町大国字笠松、字松林寺、字林ノ上、字當木屋、字トウキヤ、字地頭所、字地堂所前、字堂ノ前、字堂ノ下モ、字堂ノ脇及び字五丁地内

２　使用の部分　島根県大田市静間町字後田、字後田ノ奥、字野伏、字走下リ、字角山、字笹山、字蓮学谷、字斧谷、字三ノ谷奥、字藤井、字小鯛ケ原及び字馬ノ背、五十猛町字藤東平、字湊奥山、字奥山、字有田ケ迫、字野梅山、字南ケ谷、字杉ケ原、字嘉庭、字牛ケ谷、字西山、字下嘉庭、字廻田山、字原山、字西山、字戸番田、字吉見崎及び字丹波、大屋町大屋字田代、字戸番田、字喜三右衛門山、字正ノ田、字平山、字菰口曽根、字七百、字荒田、字ニタ廻、字ニタ迫、字ナメラ、字滑道ノ下、字半ノ田、字三角田、字助右衛門作、字田平、字源兵衛屋敷、字庄三ケ迫及び字正三ケ迫、仁摩町宅野字平ノ奥、字城之内、字坪ノ内及び字杤谷、仁摩町仁万字中山、字長谷、字土地谷及び字中山下並びに仁摩町大国字螺嶽山、字笠松上エ、字笠松、字松林寺、字段ノ上、字地頭所、字地堂所前、字堂ノ前、字堂ノ下モ、字堂ノ脇及び字五丁地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県大田市静間町字後田地内の静間インターチェンジ（仮称）から同市仁摩町大国字庵寺地内の仁摩・石見銀山インターチェンジまでの延長7.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道９号改築工事（静間・仁摩道路）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道９号（以下「本路線」という。）は、京都市を起点とし、鳥取市、松江市、大田市、山口市等を経由して下関市に至る延長約755kmの主要幹線道路である。

本路線は、島根県の県庁所在地である松江市をはじめ、出雲市、大田市、江津市、浜田市、益田市といった県内の主要都市を連絡する唯一の主要幹線道路であり、沿線地域の日常生活及び地域間の交流を支える重要な役割を担っている。

また、浜田市は港湾法（昭和25年法律第218号）による重要港湾として定められている浜田港を擁していることから、本路線は県内外への物流交通にも広く利用されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が存在するほか、交通事故が発生しているなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である島根県知事が、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づき、平成18年２月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成28年１月に、同法等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオジロワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニホンウナギ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハイタカ、ハチクマ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているオオバシナミズニラ等、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、キキョウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカ、ミサゴ及びハチクマについて、営巣が確認されていることから、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて繁殖期を避けた施工等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。